

第 6 8 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 6 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 2 5 日 ( 金 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 6 日 )

議 事 日 程

- |       |         |                          |
|-------|---------|--------------------------|
| 日程第 1 | 第 40号議案 | 平成28年度穴粟市一般会計予算          |
|       | 第 41号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算  |
|       | 第 42号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
|       | 第 43号議案 | 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算     |
|       | 第 44号議案 | 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
|       | 第 45号議案 | 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計予算    |
|       | 第 46号議案 | 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算    |
|       | 第 47号議案 | 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計予算     |
|       | 第 48号議案 | 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算  |
|       | 第 49号議案 | 平成28年度穴粟市水道事業特別会計予算      |
|       | 第 50号議案 | 平成28年度穴粟市病院事業特別会計予算      |
|       | 第 51号議案 | 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計予算    |
| 日程第 2 | 第 52号議案 | 定住自立圏の形成に関する協定の締結について    |
| 日程第 3 | 発議第 1号  | 穴粟市議会委員会条例の一部改正について      |
| 日程第 4 | 所管事務等調査 | について                     |

本日の会議に付した事件

- |       |         |                          |
|-------|---------|--------------------------|
| 日程第 1 | 第 40号議案 | 平成28年度穴粟市一般会計予算          |
|       | 第 41号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算  |
|       | 第 42号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
|       | 第 43号議案 | 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算     |
|       | 第 44号議案 | 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
|       | 第 45号議案 | 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計予算    |

- 第 46号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算  
 第 47号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計予算  
 第 48号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算  
 第 49号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計予算  
 第 50号議案 平成28年度穴粟市病院事業特別会計予算  
 第 51号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計予算  
 日程第 2 第 52号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について  
 日程第 3 発議第 1号 穴粟市議会委員会条例の一部改正について  
 日程第 4 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 岸 元 秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参 事 西 山 大 作 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君	一 宮 市 民 局 長 落 岩 一 生 君

波賀市民局長 大 島 照 雄 君  
企画総務部長 中 村 司 君  
市民生活部長 小 田 保 志 君  
産 業 部 長 中 岸 芳 和 君  
建 設 部 長 鎌 田 知 昭 君  
総合病院事務部長 花 本 孝 君

千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君  
まちづくり推進部長 坂 根 雅 彦 君  
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君  
農業委員会事務局長 山 石 俊 一 君  
教育委員会教育部長 藤 原 卓 郎 君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第40号議案～第51号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第40号議案、平成28年度宍粟市一般会計予算から、第51号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、去る3月11日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

第68回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました平成28年度各会計予算に係る第40号議案から第51号議案までの12議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

全体会。

審査日、平成28年3月23日。

審査場所、宍粟市議場。

出席委員、私、小林健志(委員長)、林 克治(副委員長)、鈴木浩之、稲田常実、藤原正憲、飯田吉則、大畑利明、東 豊俊、福嶋 斉、榎橋美恵子、西本 諭、実友 勉、高山政信、岸本義明、山下由美、岡前治生、伊藤一郎。

欠席者はありません。

小委員会。

審査日、平成28年3月14日、15日、16日、17日。

審査場所、宍粟市議場。

出席委員、伊藤一郎(委員長)、榎橋美恵子(副委員長)、稲田常実、藤原正憲、大畑利明、福嶋 斉、実友 勉、岸本義明、山下由美。

欠席委員、福嶋 斉(3月14日午前中)。

説明員、部局長以下関係職員。

審査資料、平成28年度宍粟市各会計予算書、平成28年度主要施策に係る説明書、部局により提出のあった関係資料。

審査の経過及び結果。

平成28年3月1日の定例会において上程があり、同月11日に本委員会に付託されました第40号議案から第51号議案までの平成28年度予算に係る12議案の審査は、同日委員会を招集し、9人の委員で構成する小委員会・予算委員会で詳細審査をすることに決定しました。予算委員会は、3月1日に予算審査に係る調査を進めるために設置し、正副委員長を互選し、審査日程及び審査要領等を協議しました。詳細審査は、3月14日、15日、16日、17日の4日間で行い、平成28年度予算書及び主要施策に係る説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め行いました。

その後、23日に全体会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行いました。自由討議では、地域創生・人口減対策への平成28年度予算の措置状況や市内居住者に主眼を置いた施策の重要性について意見が出されました。

なお、採決の結果は次のとおりです。

審査議案及び結果。

第40号議案、平成28年度宍粟市一般会計予算、賛成多数で原案に可決すべきもの。

第41号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算、賛成多数、原案に可決すべきもの。

第42号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算、全会一致、原案に可決すべきもの。

第43号議案、平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第44号議案、平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算、賛成多数、原案可決すべきもの。

第45号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算、賛成多数、原案可決すべきもの。

第46号議案、平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第47号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第48号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第49号議案、平成28年度宍粟市水道事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第50号議案、平成28年度宍粟市病院事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

第51号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計予算、全会一致、原案可決すべきもの。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりです。

企画総務部・選挙管理委員会事務局。

市の財政健全化については、実質公債費比率15.0%、将来負担比率135.3%となつて健全化の方向に進んでいますが、他市との比較では依然として悪く、さらなる努力が必要であるとの意見がありました。

県立森林大学校開校支援事業については、学生のニーズを調査し、若者に受け入れられるような対応をすべきとの意見がありました。また、家賃補助については下宿等の条例制定を求める意見があり、要綱等で整備するとの回答がありました。

旧三土中学校の解体工事負担金については、合計1億1,000万円のうち、佐用町負担が55%、宍粟市負担が45%で、当市の負担額は5,000万円程度であるとの説明がありました。

生活圏の拠点づくり事業については、一宮市民局周辺に生活の拠点を整備していき、拠点づくりをめざしていくが、第1のダム機能として特効薬になるのかの問いに、人口減を緩和するには、第1のダムの整備だけでなく、同時に第2、第3のダムも整備していくとの回答がありました。また、一宮北部地域の生活圏域の整備も同時に考えるべきとの意見もありました。

ふるさと納税推進事業については、本来の目的から外れないよう寄附金の趣旨を理解し、返礼品重視の現在のスタイルでは問題がある。また、寄附者の選択事業である少子化対策・子育て支援にあまり活用されていないとの意見に、寄附者の意向を重視した上で検討していくとの回答でした。

生涯活躍のまち（CCRC）調査・研究事業については、市の財政や社会保障関連事業などに悪影響が生じないよう的確な判断をすべきとの意見がありました。

防災情報連携システム構築事業と難視聴地域以外の地域でのしそチャンネルの普及について意見が出され、防災情報を正確・迅速に発信するため、しそチャンネルの加入率向上に向けて努力するとの回答がありました。

広報広聴事業については、情報提供・共有への現状把握を行うため、ホームペー

ジのアクセス解析や広報へのルビづけの意見が出され、検討していくとの回答がありました。

まちづくり推進部。

地域生活交通対策事業については、地域生活交通システムを守るために子どもたちの休日乗車や学生の通学に配慮し、医療機関、小売店、スポーツ施設及び温泉施設などを循環できるシステムを望む意見が出されました。また、一宮、波賀からは、乗り継ぎしなければ総合病院には行けない状況を指摘する意見が出されました。これに対し、地域の声を聞きながら見直しを検討するとの回答がありました。

さらに、現在約1億円を見込んでいた特別交付税は、将来とも特別の財政需要として確立されているのか、市内完結路線に定める目標値に達しない場合は減額となる恐れはないかとの質問が出され、公共交通再編計画の見直し基準は、補助金の対象となるかどうかを判断するものであり、特別交付税に影響するものではないとの回答がありました。

地域おこし協力隊事業については、報酬額の増額や社会保険加入などの身分保障の充実を求める意見や市民に活動を理解してもらうため活動報告を求める意見が出されました。これに対し、自由な発想での活動を願い、非常勤特別職として採用していることや年間の活動報告会を行うとの回答がありました。

通勤・通学費助成事業については、遠距離通勤・通学者に対して補助を行い、定住・移住の促進を図るものであるが、現在、宍粟市に住んでいる人の通勤・通学助成が最優先されるべきであるとともに、たつの市、姫路市とその周辺地域への転出者が多いことなどから、制度設計を見直すべきとの意見がありました。これに対して、現制度とは異なる視点が必要になるが定住者の確保という観点から検討したいとの回答がありました。

スポーツ活動を通じた“元気な宍粟”に向けた取り組みの推進事業については、教育委員会の社会体育や健康福祉部との連携を密にするよう意見がありました。

地区生涯学習推進事業・市民全体のまちづくり支援については、同じような事業がたくさんあるので、制度を整理して提案型に切り替えるべきとの意見がありました。

定住サポート事業については、宍粟市の知名度を高めるとともに、不動産業者との関係も大切であるとの意見が出され、協議会を設立する中に不動産業者も入っていただくとの回答でした。さらに、臨時職員や定住協力員を配置し、移住希望に対して空き家情報の提供や市へのつなぎ役を期待しているとの回答がありました。

人権施策推進計画の改定については、当事者や公募市民による検討委員会で協議し、策定すべきではないかとの意見に対して、市民の意見を聞く検討委員会は設けず、行政内部の組織で検討し、策定する。案を策定し、市議会に報告するとの回答でした。

消費者行政推進事業については、地球環境への負荷低減、農産物等の地産地消などへ消費行動を促すための消費者教育の推進、特に、義務教育の段階から推進すべきではないかとの意見が出され、学校に行って講演などで取り組んでいる。今後、持続可能な地球環境を含めた消費者教育を進めるとの回答がありました。

市民生活部。

再生可能エネルギー普及促進事業については、エネルギー自給率70%を目標にグリーンエネルギー機器の導入費用の一部を助成するものです。前年度と比較すると減額予算となっており、成果目標と言えるのかとの意見がありました。

また、木質バイオマス燃焼機器では、ペレットと薪の性能評価を十分行い、薪ボイラーや薪ストーブへの導入促進を図るべきとの意見や再生エネルギー特別措置法によるエネルギー自給と地域経済の活性化への普及施策が不十分であるとの意見がありました。

これらに対して、第2次環境基本計画を策定する中で、十分に検討を行いたいとの回答がありました。

一般廃棄物処理については、ごみ収集業務とにしはりまクリーンセンター処理業務に係る全経費が、平成26年度決算額との対比で、約2億4,000万円増となることから、ごみの発生抑制と再資源化の取り組みについて、意見が集中しました。発生抑制では、人口が減少する中でごみ排出量は増えていることから、生ごみ減量化を促進する補助制度の見直しを求める意見やごみ収集業務に係る経費削減の意見が出されました。

再資源化については、資源集団回収品目の市内統一や資源ごみ袋の見直し、回収ボックスの設置などによるリサイクル率のアップにより、売り払い収入を増やすべきとの意見がありました。

また、広域行政による中間処理業務（にしはりまクリーンセンター）に対する宍粟市の負担額は、今後、ますます増加する傾向にあることを認識した上で、ごみ処理全般に係る経費負担の削減と市民負担の軽減をいかにして図っていくのか具体案を示すよう求める意見が出されました。

これらの意見については、調査・検討を行うとともに、引き続き、ごみの発生抑

制、再資源化を図るため、5 R 運動の推進に努めるとの回答がありました。

航空写真撮影業務については、固定資産の適正課税に繋げるために実施されるが費用対効果を疑問視する意見が出されました。これに対して、その効果を十分に検証した上での実施であるとの回答がありました。

子どもの医療費については、中学生まで医療費の無料化になっているものを高校生まで拡大すべきではないかとの意見が出され、高校まで無料化にする場合、市の負担は約3,300万円となるとの回答がありました。

国民健康保険給付事業については、加入被保険者数が減少する中で、高齢者の加入率が高く、医療費が増加する傾向にあり、医療費を抑制するため、特定検診受診率を高めるとともに、ジェネリック医薬品への理解を深める取り組みを進めるとの説明でした。しかし、委員からは、国保加入者は、退職者や高齢者などが多いことから、そもそも医療費が高くなる傾向や特徴がある。また、所得に占める加入者負担率でも、被用者保険に比べて高いと言える。これ以上の保険料負担を増やすことは許されないことであり、ルール分以外の法定外繰り入れを行う時期にあるのではないかとの意見がありました。

これに対しては、現在のところでは法定外繰り入れの考えはなく、医療費が確定した段階で常任委員会に方向性を示すとの回答がありました。

国保保健衛生普及事業については、第三者行為の発見、労災などにおける適正受診など、医療費の適正化に向けた取り組みを推進すべきとの意見があり、調査・検討を行うとの回答がありました。

健康福祉部。

生活困窮者自立支援事業については、子どもの学習支援事業に取り組むべきとの意見が出され、平成29年度の実施をめざして準備を進めているとの回答がありました。

また、生活困窮者と被保護者を対象とした就労準備支援事業は、公募型プロポーザル方式による受託業者選定を行い、対象者への就労意欲の喚起や一般就労準備としての日常生活習慣の改善、就労に向けた技法や知識の習得等の事業を行うため、事業費の8割を人件費、2割を運営経費に充当できる内容にしたいとの説明がありました。

事業期間が1年であることから、期間内に一般就労に結びつかなくとも、一般就労への可能性がある場合は、一般財源を充当してでも継続事業とすべきではないかとの意見について、現段階では考えていないが検討していく必要があるとの回答が

ありました。

外出支援サービス事業については、要支援、要介護1・2は、対象者に含めるべきとの意見については、公共交通の再編による市内完結路線への移行をお願いしたい。また、現在の要介護2以下の登録者の3分の1程度は、真に外出が困難な人として外出支援サービスの登録者にカウントしているとの答弁でした。

また、対象者の見直しによっても事業費の削減効果があらわれていないことから、制度そのものの見直し時期にきているのではないかとこの意見が集中しました。これに対し、他の部署との連携を模索する必要があることや自助・共助・公助の役割分担を見直し、地域包括ケアシステムの中に、外出支援サービスを担う新たなサービスをつくり出すべきであるとの意見がありました。これに対して、今後、地域包括ケアシステムの構築を進める中で検討するとの回答がありました。

また、重度障害者などに対する同行援護や行動援護の充実と対象者の拡大を求める意見も出されました。

訪問看護ステーション事業については、平成28年4月より、総合病院敷地内に本体事業所を構え、3支所（千種・波賀・一宮）をサテライト事業所として実施する。職員体制は、正規看護師4名、臨時常勤事務員1名、日々雇用看護師とセラピストにより運営する。事業規模としては、現在の職員体制で訪問看護が可能な件数3,237件を試算しており、事業費3,200万円を予算化との説明でした。

また、今後、訪問看護の必要性や需要が増えることが想定されるが、民間事業所とも連携しながら行いたいとの説明でした。

出会い応援事業については、その目的が婚活なのか交流なのかははっきりしない。成婚を目的とする事業として明確にするべきとの意見が出され、今後検討していくとの回答でした。

シルバーパワーアップ事業（いきいき百歳体操）については、介護予防へのきっかけづくりとして、ポイントの付与を行ってきたが、平成28年度末でポイント付与は終了するとの説明でした。また、介護予防の効果を測定するための指標設定については、効果を何ではかるかが難しいが、できる限り指標の設定について検討していくとの説明でした。

健康づくりポイント事業については、市民の健康寿命を延ばすため、特定検診受診率の向上をめざして実施するとの説明でした。また、感染症の蔓延などのため、予防接種事業や胃の健康度を調べるABC検診を新規事業として実施するとの説明がありました。

障害者福祉サービスについては、親亡き後の対策として、グループホーム建設への市の支援を求める意見が出され、保護者会等の意見を踏まえながら市独自の支援策を検討していくとの前向きな回答でした。

また、手話通訳者の窓口設置、手話通訳者・要約筆記者派遣など意思疎通支援事業の拡充、視覚障害者へのデイジー図書用ポータブルレコーダーの給付、市のホームページにデイジー機能を設けるなど、障害者福祉サービスの施策を進めていることの説明がされました。

高齢者福祉サービスについては、地域包括ケアシステムの構築が進んでいないのではないかとの意見が出され、地域包括支援センター機能の強化に約1,400万円の予算をおき、包括支援サブセンター（旧町域）との連携を進めるとともに、社会福祉協議会に2名の生活支援コーディネーターを配置し、コミュニティワーカーと兼務しながら、第2層（市民局生活圏域）における業務を遂行する予定であるとの回答がありました。

少子化対策・子育て支援サービスについては、妊娠期から出産直後、子育て期までのステージに際して、どのような切れ目のない支援サービスが用意されているのかとの意見が出され、子育て世代包括支援センターの創設と既存の子育て支援センター事業などとの整理を平成28年度の6月期までに行いたい。具体的な内容は、今後、常任委員会に示していくとの回答がありました。

産業部・農業委員会事務局。

有害鳥獣捕獲事業については、捕獲の補助金の支払いが遅いと聞いている。県との調整があると思うが一時立て替え払いができないのかとの意見があり、県に補助申請し、交付決定後でないとし市の単独事業（県補助がつかない）扱いになるので遅れている。今後、市補助分だけでも早く支払う方向で検討するとの回答がありました。

林業振興については、森林経営計画が進んでいない。策定マニュアルがあるのかとの問いに対して、森林組合をはじめ林業プランナー等条件を備えている事業者が4社あり、マニュアルも提供できるとのことでした。

IT関連事業所支援事業については、他市では専門業者に委託して成果を上げている事例があるが、雇用、募集の方法についての問いに対し、空き家・店舗を提供し、雇用は2、3名程度で、募集（PR）に努めるとの回答がありました。

森林セラピー推進事業については、体験者数3,000人とあるが、その収支経過等の問いに対し、平成28年度は1,250人、そしてガイドの養成、ロード整備等で平成

30年度では2,000人を目標としており、経費的には2,000万円見込んでおり、経済波及効果は3,400万円との回答がありました。

(仮称)しそ森林王国観光協会支援事業については、事務局体制や支援事業の問いに対し、この4月1日に観光協会としそ森林王国の合併(統合)に向けての事務を進めており、森林文化の創造と利活用を一体化して進めていくとの回答がありました。

プロモーション車両購入事業については、維持費や利用方法についての問いに対し、経費的には通常の車両と変わりなく、簡易ステージとして利用もできる予定であり、市内でのイベントや市外でも利活用でき、動く広告塔として多目的に活用するとの回答がありました。

ふるさとPR館運営事業については、本市の収益に繋がるのかとの問いに対し、従来の場所より人通りも多く、宍粟のPRにより繋がるとの回答がありました。これに対し、PRだけでなく都市住民のニーズなども把握すべきとの意見がありました。

集配販売システム構築については、地産地消推進計画の策定による食糧自給率のアップやIT活用などによる販路拡大により、生産すれば売れる状況が確保されているのかとの意見が出され、販路は十分確保されており、市内一円からの集配について課題を解決するため実施するとの回答でした。

その他、藤まつり、もみじまつり、夏祭りなどで地元へお金が還元される取り組みが必要であるとの意見もありました。

建設部。

庄能上牧谷線の進捗状況と今後については、全体延長1,466メートルで440メートルが平成28年度完了予定となっており、今後1,026メートルは県において対応することになっているとの説明がありました。

都市計画道路山田下広瀬線整備については、渋滞解消を目的とする道路整備だけではなく、沿道の土地利用とその周辺区域の整備計画が重要であり、地区計画と関係住民の参画によるまちづくりが大切であるとの意見があり、その方向で進めるとの回答がありました。

地籍調査については、国県の補助金で実施しており、少しでも多くの補助を獲得して事業を推進していくとの説明がありました。

下水道接続率の向上については、高齢者だけの家庭では取り組みが難しい。また、公共下水道区域では、合併浄化槽の家庭があり接続していただけない。さらに、法

律の改正で下水道に接続しなくてもよいことになったのが一因だとの回答がありました。

道路内民地の未登記の整備状況はどうなっているのかの問いに対し、合併前から9,000筆あり、今までに300筆を整理し、現在140筆を整理しているとの回答がありました。

現在のせせらぎ公園については、一旦廃止し、かわまちづくり事業によって整備を行い、新たに「せせらぎ公園」とする説明がありました。浜御殿の石積みは、郷土研究会から現地に残すよう要望を受けていたが、河川整備規定により無理であるため、その石を使って移設するとのことでした。

もみじ山最上山都市公園の整備については、桜と楓を植栽し、観光協会・地域住民も一緒になって地域創生を進めるとの説明がありました。

道路新設改良事業については、優先順位10項目で検討している。優先度については地域のバランスもあるが、今後、他市の状況を参考に検討していくとの説明がありました。

道路舗装については、長寿命化ではなく、悪いところから整備しているとの説明がありました。コスト削減を図り、効果的なインフラ整備をするようにとの意見が出されました。

市営中山台団地については、宍粟の魅力を発信することと、若者の志向などを考え、木造建築はできないかとの意見が出され、1年間研究を重ねたが断念し、エレベーターつきで鉄筋コンクリート4階建に決定したとの回答がありました。内部には、できるだけ宍粟材を利用し、今後は木造を計画したいとの回答でした。しかし、市営住宅の敷地内だけで考えるのではなく、隣接の県営住宅と一体的に考えれば低層の木造建築の可能性もあり、県との連携を進めるべきとの意見がありました。

下水道長寿命化については、総事業費22億円で平成25年度から始まり、全ての施設工事の終了予定が平成39年度との説明がありました。

上水道水源地対策事業10億円については、水道料金の値上げのおそれがあり、まずは、経営戦略プランに対する市民合意を得た上で実施すべきとの意見がありましたが、水道水の安定供給と災害に強いまちづくりを進める必要から水源の複数化は必要であり、以前から計画されていたとの回答でした。

会計課。

特に意見はありませんでした。

議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務

局。

議会の広報広聴機能の強化として議会広報特別委員会の常任委員会化、テレビ、インターネットの画質向上及び常任委員会の全文記録した会議録公開を予定しているとの説明がありました。

また、委員会室及び手話通訳等の画像配信の今後の予定について意見が出され、平成28年度の整備では予定していない。ただし、平成28年度事業では、その場合に無駄にならない機器の選定を行うとのことでした。

教育委員会教育部。

ICT教育については、特別支援教育において有効性が認められているので、必要な児童・生徒に対して個別な対応を求めました。また、教師の研修を十分に行うとともに本来の教育の充実もめざすべきだとの意見がありました。

特別支援サポート事業については、保護者と担当者の話し合いや専門家を交えた話し合いの場を持ちながら進めているとの説明がありました。また、西播磨地域は、受け入れに余裕があるので、新設対応は難しいとの説明がありましたが、引き続き特別支援学校の誘致に努力してほしいとの意見が出されました。また、手話言語条例を策定した自治体として、手話による学校教育を推進してもらいたいとの意見がありました。

小中学校の連携教育については、国の調査結果として、小学校から中学校に入学するときの不安の解消や中学生に優しさが生まれる等、よさを公表しているとの説明がありました。

預かり保育・学童保育については、預かり保育の地域格差の解消、学童保育指導員の処遇改善の意見がありました。

幼保一元化・3歳児教育については、幼保一元化は、民間（社会福祉法人）で進める。地域委員会を立ち上げて協議している。保育料の軽減は、国の基準で対応している。保育は、私立の要望が高くなっているとの説明がありました。これに対し、幼保一元化の遅れの原因は、地域に公立を望む声がある。保育士不足に対応するには、私立の保育士の待遇改善も大切であるとの意見が出されました。

また、3歳児教育は、社会福祉法人の認定こども園（幼保一元化計画）で実施する方針に変わりはないとの説明がありました。幼保一元化計画が進まない中、75名の在宅3歳児が存在する（待機児童）こと、国が進める低所得者の教育費無償化を放置する事態は、解消されなくてはならない。在宅児童（待機児童）の解消及びひとり親家庭など低所得者への教育費無償化適用を早急に行うよう意見がありました。

図書館については、視覚障害者の利用を促進するために、サピエに入会を要望する意見がありました。

給食センターについては、異物混入をなくす努力をしているとの説明がありました。給食費の透明性を高めるため、一般会計化をすべきではないかとの意見がありました。

校舎長寿命化改修については、基本の30年がたたなくても国の補助の対象となり、早目の対応を行っているとの説明がありました。これに対し、長寿命化改修ではなく、合併特例債を活用するために、大規模な改修工事になっているのではないかとの意見が出されました。

理科教育については、予算が少な過ぎるとの意見がありました。

学校生き生きプロジェクトについては、課題をヒアリングしている。内容は学校によって異なるがヒアリングを通じて次年度へ反映するようにしているとの説明がありました。

就学援助制度については、就学援助率7.9%は他の自治体や全国平均値より低い。就学援助制度の趣旨が保護者に十分伝わっていない可能性があるため、相談窓口や周知方法を考えるよう意見が出されました。

子どもの貧困対策については、子どもへの基礎学習の提供、口腔検査などの健康状態の把握により貧困の連鎖を遮断することができると言われていたので、対応するよう意見がありました。

奨学金制度については、高等教育段階の教育費負担の軽減をめざし、予算を増やすべきとの意見がありました。

不登校については、長期化をなくするためには、早目の対策が必要。メンタルフレンドによる相談や保護者会の集いも大切。義務教育を受けない生徒に対しては、空き家校舎を使っのサドベリースクールやフリースクールなどの対応も考えられるとの意見がありました。

総合病院。

平成28年度に策定予定の公立病院改革プラン及び公営企業経営戦略について、その方針や病床稼働率等の質疑を行いました。

特に、国の医療制度改革の流れは、二次医療圏のあり方として、在宅医療や医療と介護の連携を進める地域医療の方向が色濃くされているため、医師の確保は、専門医ではなく総合診療医の確保をめざすべきではないかとの意見がありました。

現在の計画は、平成20年に策定したものであり、平成27年3月に国より示された

方針に基づく検証を行うとともに、本年6月に発表予定の兵庫県の医療構想との整合性を図りながら、医師確保や経費削減を盛り込み、向こう5年以内に現金ベースで黒字化をめざす改革プランを作成するとの説明がありました。また、ベッド利用率については76%をめざすとの説明がありました。

さらに、当該計画の策定に当たっては、近隣病院と医師の相互派遣や診療科目の連携なども検討するとのことでした。

なお、公立病院の病床数に応じた地方交付税措置については、算定の基礎となる病床数が許可病床数から稼働病床数に変更になるが、宍粟総合病院の場合は100%稼働しており、休床病床はないため減額にはならないとの説明がありました。

また、医療機器の整備では、1億円が予定されているが、今後の整備予定や整備後の有効活用などの質疑に対し、今後3年間は突発的な故障が発生しなければ、概ね1億円程度で古い機器から順次更新していく予定であることや機器の更新により、診療報酬の増に繋がる整備に留意するとの回答がありました。

また、看護師・看護補助員の処遇改善を求める意見や駐車場ゲートの整備に際しては、高齢者等に十分な配慮を求める意見がありました。

以上で報告を終わります。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時35分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第40号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第40号議案、平成28年度宍

粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

さて、福元市長は宍粟市の人口減少の状況を捉え、非常事態宣言を出しました。人口が減ること自体は、少子化の影響で日本全体が減少局面に入っている今、東京など一部の地域を除いては、ごく当たり前のことです。しかし、その人口減少の要因が社会減が自然減を上回っているとすれば、そこには宍粟市に住んでいた人がほかの自治体に引っ越しをしている、すなわち宍粟市は住みにくいので出ていったということになるのではないかと思います。まずは、人口減の原因をしっかりと丁寧に分析することが必要です。

私たち日本共産党議員団は、他地域から人を呼び込む施策も必要かもしれないが、まず力を入れるべきことは、今、宍粟市に住んでいる人をいかに大切に作る施策をとるかということです。この施策は子どもから高齢者まで全ての世代において、宍粟市が住みやすいと実感できるものでなくてはなりません。

しかし、この間、福元市長がとられている施策はどうでしょうか。まず、子育てにおいては、公立の幼稚園・保育所をなくして、社会福祉法人を運営主体とする認定こども園に固執しています。そのために小学校の統廃合が進み過ぎたために、幼稚園が取り残され、園区外通園という不正常的な状態が広がっています。

また、1号認定を受けて、本来3歳児で幼稚園教育を受けられる権利があるのに、市長や教育長が民営化の認定こども園にこだわり続けるので、同じ宍粟市で子どもが同じサービスを受けられない事態になっています。

市長や教育長は、現在の幼保一元化計画は見直し、地域に合った子育て施設こそめざすべきです。

また、高齢者には冷たい施策の連続です。敬老祝金を廃止して、80歳の5,000円の祝い金をなくす、外出支援サービスから要支援、要介護1・2を原則利用対象者から外す、特に外出支援サービスの対象者の絞り込みは国が介護保険の施設利用者を要介護3以上にしたことと同じです。

子育て支援のためには、まず高い保育料を無料にするか、もしくは生活に負担のない食費程度のみとする、学校給食費を無料化する。賃貸アパートなどで生活している若い夫婦に家賃援助をする、また、家賃の安い公営住宅を増やすなど、宍粟市が子育て世代にとって文字どおり住みやすいと実感できるまちにしなければなりません。

また、高校生や大学生を持つ世帯に対しては、給付型の奨学金を拡充するとか、日本学生支援機構などの奨学金を借りて進学した若者が宍粟に帰って就職してくれ

たら、その借入額返済への補助制度をつくるなどの施策が必要ではないでしょうか。

また、子育てが終わった世代には、スポーツ施設の利用料の無料化なども健康づくりのために役立ち、ひいては定年退職されたら国民健康保険に入ることになりますが、医療費の削減にも繋がってくると思います。がんにしても、アルツハイマーなどに代表される認知症にしても、脳卒中、心筋梗塞なども今は40代、50代からの生活習慣の見直しが言われております。

そして、現役をリタイアされた世代には、生きがいを持って生活してもらうために、農作業をはじめ芸術、文化などに、いつでも、どこでも、その人がやりたいことに取り組みめるような環境づくりを進めることが大切であると思います。

そして、高齢者と言われる年代になれば、たとえ5,000円であったとしても、80歳になったら祝い金が市からいただけ、お祝いの対象とされることへの生きがい、外出支援サービスを使って、できるだけ長く自立した生活を続けていくことなどが考えられます。

ところで、宍粟市はお金がないのでしょうか。この3月議会でも、補正予算で1億3,600万円の借金の繰上償還をしています。これは家計でも同じことですが、財政に余裕がないとできないことです。また、2014年度決算で政策的経費として使える貯金である財政調整基金は30億円を超えています。

福元市長は、子育て施策等については、考え方には同意しつつも、持続できる施策という言い方で財政面の懸念を言います。しかし、今思い切った施策を展開しなければ、宍粟市という市の制度だけ残って市民はいない宍粟市になってしまいます。

以上で反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 第40号議案に賛成の立場から討論いたします。

私も長く議員として予算委員会の席上で産業促進、若者定住の論議をしてきました。その結果が今の状況であります。今回の地方創生戦略に成功しなければ、宍粟市の消滅も視野に入れなくてはなりません。この予算にはそのような責務があると思います。福元市長の思いが市役所全職員の思いとなって、林業、農業、観光等で生活できる若者が一人でも育つことを望みます。

市役所の一体となった願いが市民と共有できたときに、市の産業の活性化が進むのだと思います。心を一つにして、若者の定住促進に邁進しましょう。この願いを込めて賛成といたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、第41号議案がら第51号議案について、討論を行います。

第41号議案、第44号議案、第45号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第41号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

今回、市民生活部より医療保険の比較資料が提出されました。その資料を見ると、市町村国保の加入者の平均所得は1世帯142万円で、保険者の中で一番低く、その内容も2番目に低い協会けんぽの242万円より100万円も低い状況にあります。しかし、所得に占める保険料の負担率は国保が9.9%、協会けんぽは7.6%です。いかに国保の負担が重いかがわかります。また、平成28年2月末現在の国保加入者の状況では、1万304人のうち、65歳以上74歳以下の方は4,228人で、41%を占めています。

低所得者が多く、医療費がかかりやすい高齢者の割合が多いのが国保の大きな特徴です。このような国保の特殊事情を考慮して、他の自治体ではルール分以外の一般会計からの繰り入れを行い、国保税の引き上げを抑制しています。しかし、宍粟市はルール分以外の繰り入れは一切行っていません。平成25年度県内繰入金状況の資料を見ると、その繰入額は一番多い神戸市は1人あたり4万円ですが、宍粟市は2万3,000円と1万7,000円も低く、41自治体中30位です。宍粟市は医療費は低いのに国保税は高い、これは一般会計の繰り入れが少ないからです。

平成30年度には国保の広域化が実施され、兵庫県が主体となりますが、今でさえ高い国保税です。今のうちに一般会計から繰り入れて引き下げるべきです。また、国保の資格証明書や短期保険証の発行は国保加入者が医療機関にかかりにくくするものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上を指摘して反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） それでは、私は第41号議案、平成28年度の国民健康保険事業特別会計の予算について、賛成の討論をいたします。

国民健康保険特別会計は、御案内のとおり医療給付を行うために設置された会計であります。当然その財源としては加入の皆さんから国保税として御負担を願うも

のであります。国保加入者の減少と高齢化による国保税が非常に減少し、逆に医療費が増加しております。厳しい財政状況ですが、いわゆる独立採算制の特別会計として加入者でそのリスクを負担するという保険の趣旨から応分の負担を求めるものであります。しかも、国保加入率は全体では約26%と低く、一般会計からの繰り入れ、いわゆる税等を充当することには少し不公平でありますし、また、当然限界もあると思います。

引き続き医療費の抑制、そして疾病予防など、さらなる経営努力を当局に求めまして賛成討論といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） では、続いて日本共産党議員団を代表して、第44号議案、平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であります。

また、保険料も年金天引きという制度であり、高齢者の生活をますます苦しくしています。少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう、国に求めるべきであります。

以上、指摘して反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 山下由美議員、続いて第45号。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第45号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度は、この間、何度も見直しが行われ、保険料は高くなるのに、必要なサービスは確保されず、利用するサービスには1割ないし2割の自己負担金を払わなければなりません。来年度からは要支援1・2の対象者を介護保険から外し、市の任意事業とすることになっていきます。そのために全国ではデイサービスを利用できなくなるなど、心身ともに高齢者の生活を維持していくことを困難にしています。また、介護保険の施設利用は要介護3以上となり、介護認定を受けても必要な介護が受けられない状況をよりひどくしています。

また、介護保険料も3年ごとの見直しで引き上げられ、大きな負担となっております。これは、国がつくった制度設計に誤りがあるのであり、公費負担をもっと増やすべきです。制度発足当時から保険あって介護なしと問題点を指摘してきましたが、さらにこの状態がひどくなっております。

以上で反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 続いて、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第44号議案、平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

75歳以上になると高額医療費が増大し、財政力の弱い自治体は維持することができなくなります。そこで、兵庫県に範囲が拡大されたものです。高齢者の安全・安心の医療制度を維持するものであり、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第45号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

これは、今の社会においてはなくてはならない制度であります。利用の増加で国も制度の見直しを行っています。何としても市民の負担をこれ以上増加させずに維持を願うものです。守らなければならないことであり、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第40号議案を採決いたします。

第40号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第40号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

第41号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第41号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第41号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第42号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第43号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第44号議案を採決いたします。

第44号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第44号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第44号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第45号議案を採決いたします。

第45号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第45号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第45号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第46号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第47号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第47号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第48号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第48号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第49号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第50号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第51号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第51号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第2 第52号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る3月11日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告をいたします。

平成28年3月11日に審査付託のありました第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結については、3月22日に第22回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

定住自立圏構想については、昨年9月にたつの市が中心地宣言を行い、宍粟市としてもこの定住自立圏形成に参加する市町が抱える共通課題の解決に向け、定住に必要な生活機能を確保し、充実させるとともに、圏域住民が郷土への愛着を持ち、安心して暮らせるよう魅力ある定住自立圏を形成しようとするものでございます。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回の定住自立圏構想の関係で、私、たつの市の市議会の議事録を検索して定住自立圏というふうなところを見てみたら、去年の3月議会からこの定住自立圏について一般質問等で取り上げて議論がされております。それで、その中で少し気になったことがあるんですけども、市長答弁の中で、今回の定住自立圏の目的の一つに、播磨科学公園都市について言及されておりました、現状では居住人口が低迷していると。そういう中で播磨科学公園都市を中心に定住のための暮らしに必要な機能を確保すべく近隣市町への参画を呼びかけるというふうなことで、一つは播磨科学公園都市を活性化させるというふうなことが大きな目的にあるというふうなことを市長自ら述べておられます。

それと、もう1点は、中心地においては、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整理するとともに近隣町において必要な生活機能を確保しというふうな言い方で、その都市機能をたつの市に集中すると。そのことによって周辺部にいい影響が与えられるであろうというふうなことで、そういう意味では、逆にたつの市にそういう都市機能が集中することによって、かえって宍粟市にとってはデメリットになるのではないかというふうな捉え方もできるんじゃないかと思ったんですけども、そういう点、たつの市での議論の状況等を一定明らかにした上で、今回審査されたのか、まず1点お聞かせください。

それと、もう1点は、本会議でも述べたことでありますけれども、要綱の中の留意事項として、地域住民に周知を図る、こういうことが大切だというふうにあえて書かれております。そういうことで現段階で住民にたつの市を中心とする自立圏の協定を結ぶということが市民に周知されていると言える状態にあるのかどうかですね。そのあたりのところをどう判断されたのか、もし検討されておったら、教えてください。

それと、最後ですけども、財政的支援を見ても、中心地になると、特別交付税が上限で8,500万円措置されるとあるんですけども、周辺地においては本当にごくわずかな財政措置しかないんですよ。そういうことからいって本当にこの定住自立圏の協定を結ぶことで、宍粟市があくまで中心地に対する要望は周辺地域だと思いますので、その周辺地域としてここで言われておるような定住自立圏、定住を活性化させるような、そういう施策が宍粟市として展開できるのかどうかですね。そこが中心課題だと思うんですけども、そういうふうなところで議論がされたのかどうか、お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 1点目の御質問でございますけれども、まず、定住自立圏構想でございますけれども、中心地の都市機能と連携する、また圏域市町のそれぞれの魅力を生かし、相互に役割を分担し、連携協力することで安心して暮らせる魅力ある地域づくりを圏域全体で実現することを目的としているものでございます。

また、中心地周辺地域に関係なく、定住自立圏を形成することが宍粟市の活性化に繋がるものと答弁をいただいております。

また、先ほど岡前議員のほうから質疑がありました点につきましても、具体的な住民への周知ということでございますけれども、周知は今のところ、されておられません。また、具体的な事業の推進計画については、本日議決された後、たつの市と協定の締結をしてからとなります。また、市民への周知につきましては、協定締結後に大きな骨子の部分についてはお知らせをいたしますし、また、具体的な事業計画については、順次広報などで知らせるということでございます。また、議会につきましては、昨年の定例会において骨子などを示しているということでございます。

3点目のことにつきましては、先ほど言われましたけど、中心部は予算といたしましては交付税として8,500万円、また周辺部にはそれぞれ1,500万円の交付税がございます。その中で、中心部がよくなるんじゃないかなという話なんですけれども、中心部では義務が生じてまいりますし、また業務が多忙となってまいります。そういったことでございますし、また、宍粟市のメリットということでございますけれども、幹線道路の推進等、また、たつの市民病院との連携等メリットがございますといった答弁をいただいております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結についての反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

まず、この協定は本会議でも指摘したことでありますが、国が策定している定住

自立圏構想要綱には定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項として、定住自立圏形成の協定に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが重要である。特に各市町村の住民に対してはあらかじめ当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする明記されております。しかし、宍粟市においては、先ほど委員長報告からもあったように、全く市民には知らされないまま協定しようとしています。

また、先ほども言いましたように、たつの市議会の会議録を見てみますと、少なくともたつの市では今年の3月議会からこの議論が行われております。宍粟市では、なぜそのような動きがあるにもかかわらず、議会への説明がなかったのでしょうか。しかも、たつの市長は、3月議会の一般質問の答弁で播磨科学公園都市を中心に定住のための暮らしに必要な機能を確保するとか、圏域全体に暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するなど説明されており、宍粟市においては逆に定住どころか、中心地への人口流出に繋がるような事態も想定されます。

以上の理由により、この協定についてはもっと時間をかけて慎重に検討すべき課題であり、賛成することはできません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、賛成の立場で討論いたします。

地方においては、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれております。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、都市圏への人口流出を食い止めるとともに、都市圏から地方圏への人の流れを創出することが求められております。

今回、この協定を締結することにより、宍粟市独自で行うことのできない、例えば道路等の交通インフラ整備や中心地である、たつの市や近隣市町村と産業振興を図れるなど、今後期待するところも大きいと考えます。

双方が持ち寄った事業案は、現時点で100%満足できるものではありませんが、内容に関しては今後十分に精査し、たつの市と対等の立場で意見できるよう、委員会でも強く要望しております。現在のところ、宍粟市独自でなかなか人口減対策に対して前に進まないということも踏まえ、賛成の意思表示をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、反対討論を行います。

まず、この定住自立圏の背景にある人口減ですが、宍粟市の人口減少は2015年国勢調査で5年前から3,146人減、マイナス7.7%となっていること、それが何も人口対策を打たなければ、また、これまでの人口減対策が功を奏した場合でもこれくらいになるだろうという国の推計を742人下回って、非常事態であることは周知の事実です。

これにより、宍粟市の人口は兵庫県内の41市町で25位から26位になりました。逆に、26位から25位になったのは人口4万332人の加東市です。加東市は今回の国勢調査で4万人を切ることが予測されていましたが、5年間でプラス151人、4万332人となっています。この4万人というのが定住自立圏の中心都市となる要件の一つであり、加東市は加西市とともに北播磨広域定住自立圏の中心都市になっています。北播磨の定住自立圏構想は、平成24年から調査研究、平成26年度に連携を目指すことを確認し、加西市と加東市は平成27年3月圏域における中心的な役割を担う意思を表明する複眼型としての中心地宣言を行い、9月に定住自立圏形成について各市町議会の議決を得て、10月に調印、中心地である加西市及び加東市の2市は西脇市、多可町とそれぞれの間で協定を締結して、具体策となる定住自立圏共生ビジョンをその後すぐ11月に発表しています。

北播磨では、研究から3年以上かけているものなのですが、今回のたつの市を中心とする宍粟市、上郡町、佐用町の2市2町の定住自立圏構想は平成27年5月から協議開始、9月にたつの市の中心地宣言、そしてこの3月に協定を締結しようとしています。協議開始から1年足らずで協定締結、共生ビジョンという具体策の策定は今後まだまだ先になります。

宍粟市の人口減に話を戻しますが、2010年の国勢調査では、2005年から2,364人減、マイナス5.5%でした。その内訳は山崎がマイナス2.74、一宮がマイナス8.91、波賀がマイナス9.13、千種がマイナス10.20、明らかに北部の人口減対策を急がなければならない状況です。政策の緊急度、重要度でいけば、いわゆる第1のダムを最優先に整備していかなければならないということになります。

しかし、現在の宍粟市は発行期限が迫った合併特例債を使って第2のダムである

山崎町を中心に財源を集中投下しています。第1のダムである波賀・千種では過疎債を使っていますが、第1のダムが機能し、波賀・千種の人口減が食い止められ、人口増になった場合には発行できなくなる過疎債を将来も期待してまちづくりを行っているということは、過疎地域の人口減を期待していることと同じ意味になります。宍粟市側に定住促進に関する政策がなければ、定住自立圏協定を締結することでたつの市への人口流出が加速する可能性があります。まずは、宍粟市の定住促進策を整備する必要がありますが、それができていません。

定住自立圏の中心地となる要件、昼夜間人口比率は2010年の国勢調査で宍粟市94.3に対し、たつの市95.6とさほど変わらない状況です。合併前の旧たつの市中心部は100を超えているのかもしれませんが、たつの市全体を見ると、通勤・通学でたつの市外にも出ていっている人が多いことになります。北から南、たつの市あたりで東西にも人が流れています。姫路を中心とする連携中枢都市圏はじめ環境事務組合、広域消防など、自治体間の連携政策における宍粟市にとってのメリットはあまり感じられず、説明責任を果たせていない現状で、これ以上の連携は宍粟市にとってのメリットを見極めながら慎重に進めていく必要があると考えますが、今回の定住自立圏構想は拙速な感じがいたします。

以上の理由により第52号議案、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、反対いたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第52号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第52号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 発議第1号

議長（秋田裕三君） 日程第3、発議第1号、宍粟市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長（大畑利明君） それでは、提案をいたします。

発議第1号、宍粟市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第112条第1項及び宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により、提案をいたすものでございます。

内容につきましては、次ページを御覧をいただきたいと思いますが、現条例の第2条2項に広報広聴常任委員会を加えるものでございます。

提案理由を申し上げます。

これまで、特別委員会を設置をいたしまして、議会広報の編集・発行などを行ってまいりました広報広聴活動につきましては、毎年度継続をして活動することが適当であること、また、議会基本条例に定めております市民と議会との関係について、その条項に掲げます趣旨あるいは目的を踏まえまして、広報広聴機能を充実させていく必要があることから、新たに広報広聴常任委員会を設置するものであります。

議員各位には、改正の趣旨に御賛同賜り、可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました広報広聴常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

広報広聴常任委員に、2番 稲田常実議員、3番 藤原正憲議員、5番 飯田吉則議員、6番 大畑利明議員、9番 榎橋美恵子議員、17番 伊藤一郎議員、以上6名を指名します。

なお、お諮りいたします。

この委員会の所管事項について十分な調査を行うため、閉会中の継続調査に付したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

この委員会は、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第4 所管事務等調査について

議長（秋田裕三君） 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、第68回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

第68回宍粟市議会定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は、関係各位の誠意ある御審議のおかげをもちまして全て適切妥当な結論を得ましたことは誠に感謝にたえません。平成28年度がより一層の発展の年になることを期待いたします。

人は励ましと心に寄り添うことで再び勇気呼び起こすことができます。すぐる3月11日午後2時46分、東日本災害の5年目の追悼の祈りをささげてくださってました市民の皆様、当局、議会関係各位に心から感謝を申し上げるところであります。東日本の日も早い復興を祈るばかりであります。

時代の流れなり歴史をひもとけば、常に困難の中に平和を希求し、時代に沿って発展の道を求めてきました。近くは明治維新、戦後の混乱期、そして高度成長期、そして、今、人口減の社会現象が多くの問題をはらんでいます。

広く世界に目を向ければ、日本よりも人口密度は薄くとも、豊かな社会を形成している都市は幾つもあります。今の日本の基礎的基盤力をもってすれば、安心安全な住みよい社会をつくることは十分に可能であります。しっかり未来を見据え、力強い宍粟市をつくりましょう。市民の皆様と行政と議会が一丸となって歩みましょう。

皆々様のい御多幸を祈りつつ感謝を申し上げ閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第68回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

桜のつぼみも膨らみ始め、野山のたたずまいにも春の訪れを感じるころとなつてまいりました。

3月1日に開会いたしました第68回宍粟市議会定例会は、秋田議長、伊藤副議長をはじめ議員各位の御精励により、全議案につきまして議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会では、平成27年度一般会計補正予算、平成28年度予算、人権擁護委員候補者の推薦、さらに宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定、また、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定など重要案件につきまして、慎重な御審議をいただきましたことに対し、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、本市におきまして、迎える平成28年度は人口減少社会への挑戦と地域創生に向け、第2次宍粟市総合計画、宍粟市地域創生総合戦略などに基づく施策などを

着実に進めるための大切なスタートの年度となります。

特に、地域創生元年となる平成28年度は、本議会におきまして議決をいただきました新年度予算、若い人に選ばれるまちづくり、地域資源を生かし人の流れをつくるまちづくり、健康で豊かなまちづくりに重点を置いた施策展開を進めるとともに、「森林から創まる地域創生」をテーマとした、より具体的な施策に取り組んでまいります。

宍粟市が誕生し、市民が心を一つに英知を積み重ねてきた調和の10年から、次への新たに始まるまちづくりに向け、平成28年度施政方針でも述べましたとおり、宍粟市に住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力ある、また、活力あるまちづくりを進め、未来への扉を開ける1年となるよう、私自身も職員と一丸となり全力をもってまちづくりに取り組んでまいる所存でありますので、議員各位には、今後とも市政の運営により一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、皆様の御健勝を心より御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時29分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 鈴 木 浩 之

宍粟市議会議員 稲 田 常 実